

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	東京都母子及び父子福祉資金の貸付及び償還に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は東京都母子及び父子福祉資金の貸付及び償還に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和6年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	東京都母子及び父子福祉資金の貸付及び償還に関する事務
②事務の概要	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け及び償還に関する事務において、借受人及び連帯借受人、連帯保証人等における住民登録情報、税情報等により資格審査を行い、貸付決定及び償還未済額の免除等を行う。これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 貸付申請の受理2 申請に係る事実の審査3 申請者へ決定及び不承認について通知4 継続貸付申請の受理5 継続申請に係る事実の審査6 償還免除申請の受理7 償還免除申請に係る事実の審査8 各種届出の受理9 各種届出の事実確認10 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。
③システムの名称	貸付システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子及び父子福祉資金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第1の63の項並びに主務省令(※)34条 ※主務省令:行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8項及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の37、41、116の項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の80の項 ※主務省令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援部子ども家庭支援センター
②所属長の役職名	子ども家庭支援センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子育て支援部子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て支援部子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係 電話番号(直通)03-5722-9862

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月3日	評価書名	東京都母子及び父子福祉資金の貸付及び償還事務	東京都母子及び父子福祉資金の貸付及び償還に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	東京都母子及び父子福祉資金の貸付及び償還事務	東京都母子及び父子福祉資金の貸付及び償還に関する事務	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付及び償還に係る事務において、借受人及び連帯借受人、連帯保証人等における住民記録情報、税情報等により資格審査を行い、貸付決定及び償還未済額の免除等を行う。これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取扱う。	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付及び償還に関する事務において、借受人及び連帯借受人、連帯保証人等における住民記録情報、税情報等により資格審査を行い、貸付決定及び償還未済額の免除等を行う。これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取扱う。	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項並びに主務省令(※)第16条 ※主務省令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第2の26、30、63及び87の項	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の63の項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の27の項 ※主務省令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和2年3月3日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年9月1日時点	事後	
令和2年3月3日	II しきい値判断項目 1 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年9月1日時点	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 5.①評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	①子育て支援部子ども家庭課 ②子ども家庭課長	①子育て支援部子ども家庭支援センター ②子ども家庭支援センター所長	事後	
令和2年4月1日	7 請求先	子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係	子育て支援部子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係	事後	
令和2年4月1日	8 連絡先	子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係	子育て支援部子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係	事後	
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	団体内統合宛名システム	共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項並びに主務省令(※)16条 ※主務省令:行政手続き法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の63の項並びに主務省令(※)34条 ※主務省令:行政手続き法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8項及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の63の項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の27の項 ※主務省令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8項及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の37、41、116の項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第2の80の項 ※主務省令:行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	